

令和2年1月30日

第1回倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第1回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和2年1月30日(木) 午後3時
場 所 倉吉市役所 第3会議室

1 開 会

2 前回会議録承認

3 会議録署名委員の選出

4 議 事

議案第1号	令和元年度教育費補正予算について……………	1
議案第2号	令和2年度教育委員会主要事業について……………	2
議案第3号	令和2年度教育費当初予算について……………	3
議案第4号	倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について……………	4
議案第5号	倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱の 一部改正について……………	7

5 協議事項

- (1) 令和元年度倉吉市教育委員会表彰について…………… 12
- (2) 令和2年度倉吉市立小中学校における夏季休業中の学校閉庁について…… 19
- (3) 令和元年度末倉吉市学校教職員人事異動方針について…………… 20
- (4) 土曜授業の実施について

6 教育長報告

7 報告事項

各課報告(別紙)

8 その他

9 閉 会

議案第 1 号

令和元年度教育費補正予算について

次のとおり、令和元年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 2 年 1 月 3 0 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第 2 号

令和 2 年度倉吉市教育委員会主要事業について

次のとおり、令和 2 年度倉吉市教育委員会主要事業について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 2 年 1 月 3 0 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第 3 号

令和 2 年度教育費当初予算について

次のとおり、令和 2 年度教育費当初予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 2 年 1 月 3 0 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第4号

倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

次のとおり倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和2年1月30日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

【改正理由】

倉吉市立上小鴨小学校広瀬分校については、明治24年に上小鴨尋常小学校の分校として開校以来、数多くの児童が学んできた歴史がありますが、平成27年度からは分校への通学の対象となる児童がいなくなったこと、平成30年度入学児童は保護者の送迎で本校に通学していることにより、現在は休校の状態が続いています。

近年、施設の老朽化が著しく、今後、分校を再開するには施設の耐震化に多額の経費を要することが予想されていました。

施設の耐震化の問題に加え、児童にとって望ましい教育環境として広瀬分校を今後どうすべきか教育委員会で協議し、学校関係者や地元に対して相談してきましたが、廃校はやむを得ないとの意見で合意に至りました。

今後は、令和2年3月8日には閉校式を行い、令和2年度に校舎等を解体整地する予定です。

ついては、令和元年度末をもって広瀬分校を廃校とするよう、倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正するものです。

【改正要旨】

- 1 倉吉市立小学校のうち、倉吉市立上小鴨小学校広瀬分校を廃止することとした。（第2条関係）
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。（附則関係）

倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

倉吉市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年倉吉市条例第22号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前																		
<p style="text-align: center;">(倉吉市立小学校の設置)</p> <p>第2条 倉吉市立小学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>倉吉市立上小鴨小学 校</td> <td>倉吉市福山</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		倉吉市立上小鴨小学 校	倉吉市福山	略		<p style="text-align: center;">(倉吉市立小学校の設置)</p> <p>第2条 倉吉市立小学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>倉吉市立上小鴨小学 校</td> <td>倉吉市福山</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">倉吉市立上小鴨小学 校広瀬分校</td> <td style="border: 2px solid black;">倉吉市広瀬</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		倉吉市立上小鴨小学 校	倉吉市福山	倉吉市立上小鴨小学 校広瀬分校	倉吉市広瀬	略	
名称	位置																		
略																			
倉吉市立上小鴨小学 校	倉吉市福山																		
略																			
名称	位置																		
略																			
倉吉市立上小鴨小学 校	倉吉市福山																		
倉吉市立上小鴨小学 校広瀬分校	倉吉市広瀬																		
略																			

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第5号

倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱の一部改正について

次のとおり倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の承認を求める。

令和2年1月30日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸

倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱の一部改正について

【改正理由】

間接補助事業について、文化財保存事業費関係補助金交付要綱（以下、国要綱）及び鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金交付要綱（以下、県要綱）において、交付に当たっては国要綱・県要綱に基づいた条件を付さなければならないこととされており、この条件について定めるよう、倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱に所要の改正を行うものです。

【改正要旨】

- 1 交付の条件について定めることとした。 (第7条関係)
- 2 交付決定通知書の様式を改めることとした。 (様式第4号関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この告示は、令和 年 月 日から施行することとした。 (附則第1項関係)
- 5 この告示の施行の日前に改正前の倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱第7条の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例によることとした。 (附則第2項関係)

倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱（平成10年倉吉市教育委員会告示第119号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（補助事業） 第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、<u>別表に掲げる</u>保存地区の保存のために行う修理、修景及び保存地区の管理のために必要な施設の整備に係る事業とする。</p>	<p>（補助事業） 第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、保存地区の保存のために行う修理、修景及び保存地区の管理のために必要な施設の整備に係る事業とする。</p>
<p>（補助対象経費） 第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助事業に要する経費で、<u>別表に掲げる</u>補助事業の種類に応じ、<u>同表に定めるとおりとする。</u></p>	<p>（補助対象経費） 第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助事業に要する経費で、<u>当該補助事業の種類に応じ、別表に定めるとおりとする。</u></p>
<p>（補助金の額） 第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条の補助対象経費に別表の補助率を乗じて得た額とし、その額は、<u>同表に定める補助限度額</u>を限度とする。</p>	<p>（補助金の額） 第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条の補助対象経費に別表の補助率を乗じて得た額とし、その額は、<u>別表に定める額</u>を限度とする。</p>
<p>（補助金の交付申請） 第6条 所有者等は、補助金の交付を申請しようとするときは、倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付申請書（様式第1号）に<u>次に掲げる書類</u>を添えて市長に提出するものとする。 （1） 事業計画書（様式第2号） （2） 収支予算書（様式第3号） （3） 仕様書及び見積書 （4） その他市長が必要と認める書類</p>	<p>（補助金の交付申請） 第6条 所有者等は、補助金の交付を申請しようとするときは、倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付申請書（様式第1号）に<u>次の書類</u>を添えて市長に提出するものとする。 （1） 事業計画書（様式第2号） （2） 収支予算書（様式第3号） （3） 仕様書及び見積書 （4） その他市長が必要と認める書類</p>
<p>（補助金の交付決定） 第7条 市長は、前条の補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し<u>適当と認めたときは</u>、補助金の交付を決定し、倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。 <u>2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助目的を達成するため必要があると認めたときは、条件を付すことができる。</u></p>	<p>（補助金の交付決定の通知） 第7条 市長は、前条の補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し<u>適当と認めたときは</u>、補助金の交付を決定し、倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。</p>
<p>（実績報告） 第8条 所有者等は、補助事業が完了したときは、</p>	<p>（実績報告） 第8条 所有者等は、補助事業が完了したときは、</p>

<p>倉吉市伝統的建造物群保存事業実績報告書（様式第5号）に<u>次に掲げる</u>書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業実績書（様式第2号） (2) 収支決算書（様式第3号） (3) その他市長が必要と認める書類</p>	<p>倉吉市伝統的建造物群保存事業実績報告書（様式第5号）に<u>次の</u>書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業実績書（様式第2号） (2) 収支決算書（様式第3号） (3) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>別表（<u>第3条関係、第4条関係、第5条関係</u>）略</p>	<p>別表（<u>第4条関係、第5条関係</u>）略</p>
<p>様式第4号（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">倉吉市長 印</p>	<p>様式第4号（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">倉吉市長 印</p>
<p>倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付決定通知書</p> <p>年 月 日付けで申請のあったこのことについて、倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。</p>	<p>倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付決定通知書</p> <p>年 月 日付けで申請のあったこのことについて、倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 補助金の名称</p> <p>2 補助金の額 円</p> <p>3 補助金交付の条件</p>	<p>1 補助金の名称</p> <p>2 補助金の額 円</p> <p>3 補助金交付の条件</p>
	<p><u>(1) この補助金は、倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金として交付するものであり、他へ流用してはならない。</u></p> <p><u>(2) 事業の内容、経費の配分等の変更又は事業を中止し若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長に申請して承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(3) 事業を予定期間内に完了することができずと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となった場合は直ちに市長に報告して指示を受けなければならない。</u></p> <p><u>(4) この補助金の趣旨に違反したとき又は事業の施行方法が不相当と認められときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。</u></p>
<p><u>4 補助規程の遵守</u></p> <p><u>補助金は間接国費補助金及び間接県費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則、要綱のほか、文化財保存事業費関係補助金交付要綱（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）、鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金交付要綱（平成11年9月</u></p>	

16 日施行)の規定に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に改正前の倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱第7条の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

【協議事項】

「令和元年度倉吉市教育委員会表彰」について

令和元年度倉吉市教育委員会表彰の被表彰者の決定について、倉吉市教育委員会表彰要綱第4条の規定により協議します。

記

- 1 令和元年度倉吉市教育委員会表彰候補者 別紙一覧表のとおり

倉吉市教育委員会表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、顕著な成績を収めた児童若しくは生徒又はこれらの者が属する団体に対し倉吉市教育委員会表彰（以下「表彰」という。）を行うことにより、当該成績を得るまでの努力を認め、今後のさらなる飛躍を祈念し、児童及び生徒の健全育成に資することを目的とする。

(表彰対象者)

第2条 表彰の対象者は、学校教育、社会教育、文化芸術等の分野で顕著な成績を収めた次に掲げる個人又は団体とする。

- (1) 市内に存する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校をいう。以下同じ。）に在学する児童若しくは生徒又はこれらの者が属する団体
- (2) 本市に現に居住する児童若しくは生徒又はこれらの者が属する団体
- (3) その他倉吉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に認めた個人又は団体

2 前項の規定にかかわらず、倉吉市表彰条例（昭和57年倉吉市条例第16号）、倉吉市教育振興基金事業実施要綱（平成7年3月倉吉市長決裁）又は倉吉市体育協会表彰規程（平成20年4月倉吉市体育協会理事会議決）の規定による表彰を受け、又は受ける予定である個人又は団体は、表彰の対象者としなない。

(表彰候補者の推薦)

第3条 学校の長は、前条の表彰の対象者に該当すると認められる個人又は団体がある場合は、教育委員会に当該個人又は団体を倉吉市教育委員会表彰候補者として推薦することができる。

2 前項の規定による推薦は、教育委員会が別に定める日までに行わなければならない。

(被表彰者の決定)

第4条 教育委員会は、前条第1項の規定により推薦のあった個人若しくは団体又は教育委員会が第2条の表彰の対象者に該当すると認める個人若しくは団体のうちから、別に定める基準を満たす個人又は団体を被表彰者として決定するものとする。

(表彰)

第5条 教育委員会は、被表彰者に対し、表彰状を授与する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月24日から施行する。

倉吉市教育委員会表彰基準

倉吉市教育委員会表彰要綱（平成 21 年 12 月倉吉市教育委員会教育長決裁）第 4 条の規定に基づき、倉吉市教育委員会表彰の対象となる基準を次のとおり定める。

- 1 表彰の対象となる事項は、次のいずれかに該当することとする。
 - (1) 全国大会において優勝又は入賞
 - (2) 中国大会において優勝又は入賞
 - (3) 県大会又は同程度の大会において優勝又は同程度の成績
 - (4) 県の予選又は審査を経て、全国大会等の大会に出場又は審査に出品
 - (5) その他倉吉市教育委員会が適当と認めるもの

- 2 表彰の対象となる大会等は、次のいずれかに該当する大会等とする。
 - (1) 全国大会及び中国大会とは、県予選会又は審査会等で選抜され、鳥取県の代表として出場又は出品した大会等をいう。
 - (2) 県大会とは、鳥取県教育委員会又はこれに準ずる団体等が主催し、倉吉市の代表として出場又は出品した大会をいう。

- 3 表彰の対象は、毎年 4 月から翌年 3 月までの間の大会等の成績とする。

- 4 表彰に使用する団体の名称は、倉吉市を代表して出場又は出品した団体名とする。

- 5 その他特に必要のある場合は、倉吉市教育委員会で協議する。

附 則

この選考基準は、平成 21 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この選考基準は、平成 24 年 10 月 24 日から施行する。

令和2年度 倉吉市立小中学校における夏季休業中の学校閉庁について

- 1 目的 働き方改革の取組の一つとして、教職員がゆとりを持って子どもと向き合うことができるよう、休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、全ての倉吉市立小中学校において緩やかな学校閉庁の取組を行う。

- 2 閉庁日 令和2年 8月11日(火)、12日(水)、13日(木)、14(金)
12月28日(月)
1月 4日(月)
*土曜授業の振替も含む

- 3 その他
 - ・閉庁日には、学校に日直を置かない。また、やむを得ない場合を除き、学校に勤務者を置かない。
 - ・部活動等についても行わない。
 - ・市嘱託・臨時職員(学校主事・図書館司書等)については、勤務を要しない日とする。
学校主事：無給 図書館司書：年休対応
 - ・県費教職員：年休対応
 - ・県の臨時任用職員(短期間臨時任用職員含)については、年休対応
 - ・県の非常勤職員(週30時間の学校サポート等)については、他の日(月内)に勤務を割振る

令和元年度末倉吉市学校教職員人事異動方針

本市学校教育の充実発展と教育水準の向上を期するため、次の方針により人事異動を行う。

- 1 優れた識見と指導力を備えた人材を管理職に登用するとともに、若手の登用に努める。
- 2 地域間、学校間の格差が生じないよう教職員の適正な配置に努める。
- 3 同一校の勤務期間が長くなる傾向をできるだけ排除して人事の刷新を期するとともに、短期間の異動は努めて避ける。
- 4 へき地教育、特別支援教育、特別の配慮を必要とする地域における教育の充実を図るため、教職員の配置と人事交流について考慮する。
- 5 各学校長の意見具申を尊重して、県教育委員会への人事異動内申を行う。

倉吉市教育委員会